「文の京」安全・安心まちづくり協議会における 協議事項の提案方法について

協議会開催の1か月前

- 協議会開催日程の通知(郵送)
- 通知文送付時に、協議事項提案用紙(裏面参照)を同封 (希望者は必要事項を記入し、締切日(協議会開催2週間前)までに提出)

【提案事項のある委員】事務局宛てに提出(持参、FAX、電子メール)

協議会開催の2週間前

- 事務局において、提案事項について事前検討
 - ・ 安全・安心まちづくり条例に定める本協議会の協議事項として適切か
 - ・ 本協議会のほかに、より適切な議論の場が存在しないか
 - ・ 提案事項に関する事項を所管する部署・機関について 等

【事務局】提案事項の扱いについて会長と調整

協議会開催

- 提案事項のうち、本協議会で協議すべきと考えられるものについて、提案 者から提案の趣旨等を発表
- 他の委員からの質疑等を踏まえ、次回協議会における協議事項として採用 すべきかどうか、委員に諮った上で決定

【提案者】提案事項に関する資料があれば事務局に送付

【事務局】議論の材料となる資料の取りまとめ 提案事項に関連する部署や他機関の関係者への 協議会参加要請 等

次回協議会開催

○ 協議事項について議論

(記入例)

「文の京」安全・安心まちづくり協議会 協議事項提案用紙

文京 太郎
高齢者の特殊詐欺被害の防止対策
について
文京区に限らず、高齢者を中心とした特殊 詐欺の被害が後を絶ちません。 詐欺の手口が日々巧妙化していることに 加え、住民の側にも「まさか自分はだまされ ることはないだろう」との思いがあるので はないでしょうか。 区民の安全・安心な生活を守るという観点 から、こうした特殊詐欺の被害を防止する ための様々な方策について議論することを 希望します。

○ 協議会開催日の2週間前までに事務局に到着するよう提出してください。
【郵便】〒112-8555 文京区春日1-16-21 文京区総務部防災危機管理課
【FAX】03-5803-1344
【電子メール】b103000@city.bunkyo.lg.jp